く。）が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、イ又はロに掲げる単位数の1000分の972に相当する単位数を算定する。ただし、次の⑴又は⑵に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。

⑴　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している事業所である場合

㈠　１の４の２の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

㈡　１の４の４の高次脳機能障害者支援体制加算

⑵　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している利用者である場合

㈠　１の６の重度障害者支援加算

㈡　１の７の医療的ケア対応支援加算

㈢　７のニの医療連携体制加算Ⅳ

１の２　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（１日につき）

イ・ロ　（略）

注１～12　（略）

13　令和８年６月１日以降新規に指定を受けた日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所並びに都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。）が、利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、イ又はロに掲げる単位数の1000分の972に相当する単位数を算定する。ただし、次の⑴又は⑵に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。

⑴　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している事業所である場合

㈠　１の４の２の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

㈡　１の４の４の高次脳機能障害者支援体制加算

⑵　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している利用者である場合

㈠　１の６の重度障害者支援加算

㈡　１の７の医療的ケア対応支援加算

㈢　７のニの医療連携体制加算Ⅳ

１の２の２～８の３　（略）

９　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴イ

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３まで（１の２、１の２の２、１の２の４、１の３及び１の５の２を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

---

１の２　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（１日につき）

イ・ロ　（略）

注１～12　（略）

（新設）

１の２の２～８の３　（略）

９　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３まで（１の２、１の２の２、１の２の４、１の３及び１の５の２を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数